

◎新潟県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 福島地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年9月10日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区福島ほか 地内